

公益社団法人日本看護科学学会 若手研究者助成選考細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本看護科学学会（以下「本会」という。）が、若手研究者助成規程により優れた若手研究者の育成と研究活動の活性化を目的として助成を行うための選考に関する必要な事項を定める。

(実施)

第2条 選考は定款施行細則第18条に定める「若手研究者助成選考委員会（以下、委員会）という。」が行う。

(委員会)

第3条 委員会は、理事長が招集する。

2 委員会は、過半数の委員の出席により成立し、出席委員の3分の2以上の合意により決定する。（委任状の出席は可とする）

3 前項の決議について特別な利害関係（申請者と同じ研究室、共同研究者など）を有する委員は、その議決に加わることはできない。この場合、その委員の数は前項の委員の数には算入しない。

4 委員会の議事は、議事録を作成し、理事長に報告する。

5 委員は、無報酬とする。ただし、交通費は実費を支給する。

なお、外部有識者については本会規定により報酬を支給することができる。

6 選考委員会の庶務は、本会事務所が行う。

(対象事業)

第4条 若手研究者助成の選考対象事業は以下とする。

- (1) 若手研究者が国外で開催される学術集会へ出席するための助成
- (2) 若手研究者が海外留学するための助成

(助成対象)

第5条 若手（45歳未満）の正会員で原則として会員歴2年以上の者

(選考基準)

第6条 対象事業について以下の選考基準に基づき選考を行う。

- (1) 若手研究者が国外で開催される学術集会へ出席するための助成
 - ① 国外で開催される学術集会への派遣によって、研究に大きな進展が見込まれること。
 - ② 優れた研究能力を有し、海外での学術集会発表を通じて、将来の活躍が期待できること。
- (2) 若手研究者が海外留学するための助成
 - ① 海外留学によって研究に発展が見込まれること。
 - ② 留学計画が具体的かつ実現可能性があると認められること。

(その他)

第7条 この細則にあるもののほか、選考に関し必要な事項は若手研究者助成選考に関する申し合わせにより行うものとする。

附則

この細則は、2021年3月31日から適用する。